

事前評価調書

I 事業概要																																																																				
事業名	通常砂防事業																																																																			
地区名	洞ノ沢																																																																			
事業箇所	北設楽郡東栄町大字下田																																																																			
事業のあらまし	洞ノ沢は、愛知県の北設楽郡東栄町大字下田に位置する土石流危険溪流である。流域の地質は堆積岩類の砂岩からなり、荒廃が著しく、溪床には不安定土砂が多量に堆積しており、豪雨等により土石流が発生した際には甚大な被害が発生する恐れがある。このため、通常砂防事業にて土石流対策を行うものである。																																																																			
事業目標	【達成（主要）目標】 ・ 人家20戸、国道473号（第2次緊急輸送道路）、町道、郵便局、神社、ポンプ場を土砂災害から保護する。 【副次目標】（必要に応じて記載する） ・ なし																																																																			
事業費	事業費		内訳																																																																	
	4.5億円		□工事費3億円、□用補費0.5億円、□その他1億円																																																																	
事業期間	採択予定年度	平成27年度	着工予定年度	平成28年度	完成予定年度	平成35年度																																																														
事業内容	砂防堰堤工 2基																																																																			
II 評価																																																																				
①事業の必要性	1) 必要性	流域は荒廃が著しく、不安定土砂が多く堆積しており、豪雨等により土石流が発生した際には甚大な被害が発生する恐れがあるため、土石流対策を行い、保全対象を保護する必要がある。																																																																		
	判定	A	A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。 【理由】 土石流から保全対象を保護する必要があるため。																																																																	
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事 ・ 堰堤工</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・ 溪流保全工</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="4">2.9</td> <td colspan="4">1.6</td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	工種区分	調査・設計	←	→								用地補償		←	→							工事 ・ 堰堤工			←	→					→	・ 溪流保全工								←	→	事業費（億円）		2.9				1.6			
			H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35																																																									
	工種区分	調査・設計	←	→																																																																
用地補償			←	→																																																																
工事 ・ 堰堤工				←	→					→																																																										
・ 溪流保全工									←	→																																																										
事業費（億円）		2.9				1.6																																																														
2) 地元の合意形成	今年度土砂災害防止法に基づく地元説明会を実施した際、土砂災害対策の要望の声が高まっていたため、合意形成は図られていると判断する。																																																																			
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																																																		
III 対応方針																																																																				
妥当	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																																																			
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																																				
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【主な評価内容】 ・ 砂防堰堤や保全対象の状況から事業効果を確認する。																																																																				